

3. 甲は乙に対し、乙が保有する甲の個人情報の開示を求めることができる。
4. 甲は、乙から開示された甲の個人情報に誤り等があった場合、乙に対し甲の個人情報の訂正および利用の停止を求めることができる。

第12条(譲渡等の禁止)

本契約に基づいて本講座の提供を受ける権利は甲のみに帰属するものであり、甲は乙の書面による同意なく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務を譲渡してならず、または本講座につき、第三者に対して頒布、販売、譲渡、貸与、使用承諾件の設定、その他第三者に本講座の提供を受けさせる一切の行為を行ってはならない。

第13条(知的財産権)

1. 本講座を構成する又は本講座に付随するすべてのプログラム、ソフトウェア、作成画像、サービス、手続き、商標、商号及びそれに付随する技術全般は、乙が権利を付与する第三者に帰属するものとする。
2. 甲は乙から本講座に関して提供される情報またはファイルのすべてにつき、本講座を受講する目的又は本講座において許諾された方法のみで利用できるものとし、それ以外の方法(複製、頒布、譲渡、自動公衆送信等を含むが、これに限られない。)によっては一切使用することはできないものとする。
3. 甲は、事前の乙の書面による同意なく、いかなる方法においても、第三者をして、本講座等を通じて提供される情報またはファイルの全てについて、使用させたり、公開させたりすることはできないものとする。
4. 甲は、甲が本講座の一環として作成したものにつき、第三者の著作権その他の権利を侵害しない。
5. 本条の規定に違反して第三者との間に紛争が発生した場合、甲は自己の費用と責任において、当該紛争を解決するとともに、乙をいかなる場合においても免責し、損害を与えないものとする。

第14条(免責)

1. 甲は、乙が本講座を提供するに際し、甲が本講座の受講中に負傷した場合や、本講座の受講後に心身の変調をきたした場合その他本講座の受講中に不慮の事故が発生し甲が損害を負った場合であっても、乙の故意又は重過失に基づいて生じた場合を除き(この場合の損害賠償請求額は乙が受領した代金を上限とする。)乙に対し、損害賠償請求額または費用償還請求を行わないものとする。
2. 本講座は、本契約締結時におけるZOOM、Facebook、LINE、Instagramなどの仕様に基づき提供されるものであり、乙はZOOM、Facebook、LINE、Instagramなどの仕様変更その他の乙の責任に帰することができない事由によって甲に発生した損害についての一切の責任を負わない。
3. 本契約期間内にZOOM、Facebook、LINE、Instagramなどによる仕様変更があった場合であっても、乙は甲に対して、本講座の内容を超えて当該仕様変更後に関する新たな情報提供をする義務を負わない。

第15条(損害賠償)

1. 甲が本契約に違反し又は不正行為により乙に対し損害を与えた場合、乙は甲に対し、損害賠償請求ができるものとする。
2. 甲が本講座の利用・購入により第三者に対し損害を与えた場合、甲は自己の責任でこれを解決するものとし、乙はいかなる責任も負担しないものとする。

第16条(反社会勢力の排除)

1. 甲及び乙は、互いに自からが現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、